【76】

氏　名（本籍）	舩城（ふなぎ）　梓（あづさ）（福島県）
学位の種類	博　士（文　学）
学位記番号	博　甲　第　5227　号
学位授与年月日	平成22年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	**『今昔物語集』の編纂意識をめぐる研究** －本朝世俗部の後半諸巻を中心に－

主　査	筑波大学教授	博士（人文科学）	清　登　典　子
副　査	筑波大学教授	博士（文　学）	小　松　建　男
副　査	筑波大学准教授	博士（学　術）	秋　山　佳奈子
副　査	筑波大学准教授	博士（文　学）	谷　口　孝　介
副　査	筑波大学准教授	博士（文　学）	近　本　謙　介

論文の内容の要旨

本論文は、『今昔物語集』巻二十一から巻三十一に配される本朝世俗部のうち、後半の巻二十六以降の諸巻について分析を加え、そこに一貫した仏教的背景に基づく論理体系を見出すことによって、作品内部に通底する統一的な集としての編纂意識を明らかにしようとするものである。

本論文の構成は以下の通りである。

序　章『今昔物語集』研究と編纂意識
第一章　巻二十六「本朝付宿報」と仏教性－世俗と因果
第二章　巻二十七「本朝付霊鬼」における怪異譚の意味－鬼神と仏教性
第三章　巻二十八「本朝付世俗」における「嗚呼」の意味と仏教性－妄語と笑い
第四章　巻二十九「本朝付悪行」と五戒－世俗戒の視野
第五章　巻三十・巻三十一をめぐって－二つの「本朝付雑事」
終　章　『今昔物語集』の編纂意識と仏教

序章は、『今昔物語集』の編纂意識に関する研究史の概略と課題をまとめたものである。従来の研究においては、天竺・震旦・本朝の地理的区分と、仏教意識と王権意識の思想的区分との組合せによって、作品の構造分析がなされてきた。仏法部と世俗部という区分を当てはめたときに、本朝世俗部は、王権意識に基づいて構築されていることが予想されるが、実際には本朝世俗部後半諸巻の内容理解には、なんらかの仏教的背景を認めざるを得ない。この点について、従来の研究では、巻二十六以降を本来の編纂意識からは外れた異質なものと捉える立場と、公を中心とする秩序に対立する世界を取り上げたものと捉える立場とが併存してきた。こうした捉え方に対して本章では、仏法部に認められる仏教的な階梯を軸とした編纂意識が世俗部にも及ぶ可能性を検討すべきことを説き、世俗部後半諸巻の統一的主題を明らかにすることが、『今昔物語集』全体の編纂意識を検証する上で重要な課題であると主張する。

第一章は、「本朝付宿報」の表題を有する巻二十六に関する分析である。本巻の収載話全てが、三つの「世俗の宝」（命・子・金銀財宝）に関する話柄に集約されることを指摘し、仏法が「世俗の宝」を超える究極

的な宝として結論づけられる論理構造を見出した上で、「世俗の宝」を獲得する要因となる「宿報」についても、その背後に「因果」の作用という仏教的な枠組みの見出されることを説く。

第二章は、巻二十七に関する分析である。本巻は「本朝付霊鬼」と題され、霊・鬼・精・変化・神の五つの存在を扱う怪異譚の巻であるが、特に第十一の「行疫流行神」に着目し、これが先の五つの分類に収まりきれない特殊な存在であることを、中国・日本における事例から確認している。この分析を通じて、霊・鬼・神にわたる多面的性質を示す「行疫流行神」の存在は、巻二十七の編纂意識と強く結びついており、本巻が仏教における「鬼神」の存在を位置づける巻として捉えられることを説く。

第三章は、巻二十八が「本朝付世俗」と題される巻であることから、どのような点において世俗の位相を描いているかを明らかにする。その際、本巻が「笑い」の要素を濃厚に有する点に着目し、この巻に現れる鍵語としての「嗚呼」および「物云ヒ」の語義の同時代における用例に再検討を加え、本巻収録話には、嘘や偽りに関する「物云ヒ」に関するものが多数含まれることから、本巻を、「笑い」をよすがとしながら、仏教の最も基本的な戒である五戒中の「妄語戒」について語る巻であることを説く。

第四章は、「本朝付悪行」と題される巻二十九について分析を加える。本巻に描かれる悪行が、一貫して仏教的尺度による「罪」として認識されている点や、その帰結が「因果」の論理の中で位置づけられる点から、本巻を、巻二十八と連携して、仏教における五戒のうちの「殺生・偸盗戒」について語る巻であることを明らかにする。

第五章は、「本朝付雑事」の表題を有する『今昔物語集』末尾の巻三十および巻三十一の二巻に関する分析である。従来、「恋愛」あるいは「愛別離苦」の巻とされてきた巻三十に関して、僧の破戒・還俗や、出家に結びつくか否かという観点から男女の関係が論じられていることを指摘して、仏教的見地から捉える五戒のうちの「邪淫戒」に関する巻であるとする。また、従来、「雑」あるいは「辺縁世界」の巻とされてきた巻三十一に関しては、飲酒失敗譚が語られており、ゆるやかに五戒中の「飲酒戒」の要素を盛り込もうとする意識があることを見出す。

終章は、以上の検討の結果として、巻二十八から巻三十一の諸巻には、五戒を取り上げ論ずる意識が存在すること、同時に巻二十六・巻二十七についても宿報・鬼神という仏教的側面を強固に有する点から、本朝世俗部後半においても、『今昔物語集』仏法部に見られる編纂意識と関わる仏教的基盤による構築意識が、共通して見出されることを指摘する。さらに、そうした構築意識の根幹として、「人天乗」の概念を提起する。仏教教学における世俗の人々の修行・境地の段階を表す「人天乗」の用例を、中国および『今昔物語集』成立時期の日本における諸宗派の文献のうちに見出し、その妥当性を確認した上で、従来編纂上の断絶が生じているとされてきた『今昔物語集』本朝世俗部について、仏教一元意識に基づく統一的編纂原理の存在を説いて結論とする。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、『今昔物語集』本朝世俗部後半諸巻の分析を通じて、作品全体に通底する仏教的編纂腹理を明らかにしたものである。

従来の研究においては十分な検証がなされず、位置づけも曖昧なままであった本朝世俗部後半の巻二十六から巻三十一に関して、各巻の綿密な考証を経て、巻毎の編纂原理を見出し、それらが本朝世俗部後半諸巻としても統一性を有する点、さらにその編纂原理が、『今昔物語集』全体の統一的編纂原理へと繋がるものであることを明らかにした功績は、研究史上画期的なことである。

『今昔物語集』の構造が、「仏法部」と「世俗部」とに分かたれ、各部の基盤に仏法と王法の原理があると考えてきた従来の学説においては、作品全体の編纂原理として仏法王法相依論が展開されてきたが、その場

合、仏法と王法とが混在する本朝世俗部後半諸巻については、異質な物として切り離して論ずることしかできなかった。こうした研究上の課題に実証的な手法で挑んだ本論文の研究方法と、そこから得られた成果とは、今後の『今昔物語集』研究において、踏まえなければならない結論を導き出しているといえる。

個々の分析においても、本論文にはいくつかの注目すべき新見が示されている。第一章において、巻二十六の編纂原理として指摘している「世俗の宝」と仏教との関係は、院政期から中世にかけての唱導の車要な主題であり、特に本論文において『宝物集』との類似性を指摘したことは大いに評価できる。『宝物集』が中世の文学や唱導に広範な影響を与えたことはすでに確認されているが、それが『宝物集』以前に成立した『今昔物語集』においても見られることは、『今昔物語集』と院政期の唱導との関係性を考える緒となるであろう。第三章において検証されている「嗚呼」および「物云ヒ」の語義の再検討は、笑いや滑稽の概念を問い直す意味において、『今昔物語集』研究の外に向けても開かれた課題を提起している。第四章および第五章の分析を通じて導き出した、巻二十九・巻三十・巻三十一における仏教の五戒に基づく編纂意識は、先行研究においては全く見過ごされてきたものであり、この点の指摘をもっても、本論文の成果は高く評価できるものである。

とはいえ、本論文において、十分な検証結果が得られていないと見られる部分がないわけではない。第二章における「行疫流行神」への着眼と分析から、巻二十七を「鬼神」の巻として位置づける点は、論証が十分とは言えず、やや説得力を欠く。ただし、この問題は『今昔物語集』のみに限らず、同時代の種々の領域を複合的に俎上に載せて検討していくべき今後の課題であり、本論文の価値を大きく減ずるものではない。

本論文の重要な研究成果として、終章に提示された「人天乗」の概念がある。この概念が『今昔物語集』研究において持ち出されたことはかつてなく、本論文における独創性を端的に示す部分である。この概念は、本論文に指摘するように、中国および『今昔物語集』成立時期の日本における諸宗派の文献に数多く見出され、世俗という範疇を考える上で必須の概念であったことが了解される。この指摘は、『今昔物語集』編纂者とその宗派性を考える上で、従来の解釈に訂正を迫るものであり、かつ『今昔物語集』以外の同時代文学を考える上での尺度となり得る点においても、今後の院政期日本文学研究に大きな貢献をなすものと言える。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。